

[事案 2025-216] 説明・謝罪等請求

・令和7年11月27日 不受理決定

<事案の概要>

「保険会社が吸収合併した際、担当者名等について知らされなかった理由の説明」「代理店担当者等からの謝罪」「令和7年2月に送付された書類の訂正および人物の特定」を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、裁定審査会は、保険契約者等の保険契約上の具体的な権利が侵害された場合に、これを救済するための裁判外紛争解決機関であり、保険会社に対して、説明や謝罪、資料の訂正指示や人物の特定を求める手続ではないことから、申立てを不受理とした。